

デイサービスセンター 初音の杜
(指定認知症対応型通所介護事業)
(指定介護予防認知症対応型通所介護事業)
運営規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 一誠会が設置経営するデイサービスセンター初音の杜（以下「事業所」という。）が行う地域密着型サービスの指定認知症対応型通所介護事業及び指定介護予防認知症対応型通所介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定めるものとし、よって事業所の管理者、生活相談員及び介護職員等（以下「職員」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適切な指定認知症対応型通所介護及び指定介護予防認知症対応型通所介護（以後「通所介護等」という。）を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、通所介護等の提供にあたっては、認知症によって自立した生活を営むことが困難になった利用者に対し、その心身の特徴を踏まえ、利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持・向上、並びに家族の身体的・精神的負担の軽減を図るために、落ち着いた環境と地域住民との交流のもとで、必要な日常生活上の世話および心身の機能訓練、その他必要な援助を行う。

2 サービスの提供にあたっては、懇切丁寧に行うことを旨とする。

3 事業の実施にあたっては、八王子市、地域包括支援センター、近隣の保健・医療・福祉サービス機関と密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努める。

4 サービスの提供にあたっては、利用者及び家族等（以後「利用者等」という。）に対し、サービス内容及び提供方法を分かりやすく説明する。

5 サービスの提供にあたっては、認知症の理解と適切な介護の技術をもって、それにふさわしい安らぎの環境で行うとともに、常に提供したサービスの質の管理と評価を行う。

6 事業者がサービスを提供するにあたっては、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修を実施する等の措置を講じる。

7 事業者がサービスを提供するにあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

(1) 名 称 デイサービスセンター 初音の杜

(2) 所在地 八王子市宮下町 988 番地

(職員)

第4条 事業所に次の職員を配置し、その員数は別表1のとおりとする。

- (1) 管理者
- (2) 生活相談員
- (3) 看護職員
- (4) 介護職員
- (5) 機能訓練指導員

2 前項に定めるほか、必要とする職員を置くことができる。

(職務)

第5条 各職種職員の職務は次のとおりとする。

- (1) 管理者は、事業及び職員等の管理を総括する。
- (2) 生活相談員は、通所介護等の利用申込にかかる調整、通所介護計画又は介護予防通所介護計画（以下「通所介護計画等」という。）の作成、各種相談、日常生活上の介護、その他必要な援助を行う。
- (3) 看護職員は、利用者の看護及び保健衛生管理にあたる。
- (4) 介護職員は、利用者の心身の状況等を的確に把握し、必要な日常生活上の介護、その他必要なサービスの提供にあたる。
- (5) 機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な心身機能の維持・向上を図るための訓練及び助言・指導を行う。

(営業日、営業時間及びサービス提供時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 祝祭日を含み、毎週月曜日から土曜日までとする。
ただし、1月1日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時00分から午後6時00分までとする。
- (3) サービス提供時間 午前9時20分から午後4時30分までとする。

(単位数及び利用者定員)

第7条 単位数及び利用者定員は1単位、12人とする。

(通所介護等の提供方法及び内容)

第8条 事業所は通所介護等を、指定居宅介護支援事業所又は利用者等が作成した居宅サービス計画又は介護予防居宅サービス計画（以下「居宅サービス計画等」という。）に基づいて提供する。ただし、緊急を要する場合には、居宅サービス計画等の作成前であってもサービスを提供する。

2 通所介護等は、次の内容で提供する。

- (1) 身体介護に関すること

利用者の日常生活能力等に応じ、次の支援およびサービスを提供する。

- ア 排泄の介助
- イ 移動、移乗の介助
- ウ その他必要な身体の介護

(2) 食事に関すること

食事を希望する利用者に、次の食事サービスを提供する。

- ア 食事の準備、配膳、下膳の介助
- イ 食事摂取の介助
- ウ その他必要な食事の介助

(3) 加算に関すること

ア 入浴介助

家庭で入浴することが困難な利用者に、次の入浴サービスを提供する。

- (ア) 衣類着脱
- (イ) 身体の清拭、整髪、洗身
- (ウ) その他必要な入浴の介助

イ 個別機能訓練

心身機能の維持向上を図るため、個別の機能訓練計画を策定し、日常生活に必要な基本的動作を獲得するための訓練を行う。

ウ 栄養改善

低栄養状態又はそのおそれのある利用者に、栄養食事相談等の栄養改善サービスを行う。

エ 口腔機能改善

口腔機能の向上を目的とし、口腔清掃、摂食・嚥下機能に関する指導及びサービスを提供する。

オ 若年性認知症受入れ

個別の担当者を定めて若年性認知症利用者を受け入れる。

(4) 送迎に関すること

送迎を必要とする利用者に、送迎サービスを提供する。送迎車両には職員が添乗し、必要な介護を行う。

- ア 移動・移乗動作の介助
- イ 送迎

(5) 相談・助言に関すること

利用者および家族の日常生活における介護等に関する相談・助言を行う。

- ア 疾病や障害に関する理解を深めるための相談・助言
- イ 日常生活動作や具体的な介護方法に関する相談・助言
- ウ 自助具や福祉機器、住宅環境の整備に関する相談・助言
- エ その他在宅生活全般に関する相談・助言

(居宅介護支援事業者との連携等)

第9条 通所介護等の提供にあたっては、利用者にかかる居宅介護支援事業者又は指定介護予防支援事業者（以下「居宅介護支援事業者等」という。）が行うサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健・医療・福祉サービスの利用状況等を把握する。

- 2 利用者の生活状況の変化、サービス利用方法・内容の変更希望があった場合、当該利用者担当の居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、綿密な連携に努める。
- 3 事業所は、正当な理由なく通所介護等の提供を拒まない。ただし、通常の事業実施地域等を勘案し、利用希望者に対して通所介護等の提供が困難と認めた場合、当該利用者にかかる居宅介護支援事業者等と連携し、必要な措置を講じる。

（個別援助計画の作成等）

第10条 通所介護等の提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている状況並びに家族等介護者の状況を把握し、援助計画を作成する。また、すでに居宅サービス計画が作成されている場合は、その内容にそった通所介護計画を作成する。

- 2 通所介護計画の作成・変更の際には、利用者等に対し当該計画の内容を説明し、同意を得る。
- 3 利用者に対し、通所介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。

（通所介護等の提供記録の記載）

第11条 事業所は通所介護等を提供した際には、その提供日及び内容、並びに当該通所介護等について、介護保険法第41条第6項または法第53条第2項の規定により、利用者によって支払いを受ける保険給付の額、その他必要な記録を、利用者が所持するサービス提供記録書に記載する。

（通所介護等の利用料等及び支払いの方法）

第12条 通所介護等を提供した場合の利用料は、別紙2「利用料金表」に定める額とする。

- 2 第12条の通常の事業実施地域を越えて行う送迎の交通費、通常の営業日及び営業時間帯を越えて通所介護等を提供する場合の利用料、食材料費、おむつ代については、別紙2「料金表」に定める額とする。
- 3 第1項及び第2項の費用の支払いを受ける場合には、利用者等に事前に文書で説明したうえで、支払いに関する同意を得る。
- 4 通所介護等の利用者は、事業所の定める期日に、別途利用契約書で指定する方法により支払う。

（事業の実施地域）

第13条 地域密着型サービスであるこの事業の実施地域は、地元の八王子市とする。

(契約書の作成)

第14条 通所介護等を開始するにあたって、本規程に沿った事業内容について、事業者は利用者に利用契約書の書面をもって説明し、同意を得た上で署名（記名押印）を受ける。

(緊急時等における対応方法)

第15条 事業所は、通所介護等を実施中に利用者に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要な救急処置および速やかに主治医に連絡する等、適切な措置を講じる。

2 事業所は、通所介護等を実施中に火災、災害が発生したときは、利用者の避難、通報、初期消火など、迅速に適切な措置を講じる。

(非常災害対策)

第16条 事業所は災害に備えるため、別に定める消防計画を遵守し、防災設備を常に整備する。

2 防火管理者の配置、防災訓練の実施は次による。

防火責任者 偕楽園ホームの防火管理者とする。

防災訓練 年2回実施する。

3 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

(衛生管理等)

第17条 指定地域密着型通所介護等に使用する備品、物品等は清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に留意する。

2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じる。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第18条 利用者が入浴室及び機能訓練室等を利用する場合は、職員の見守りのもとで使用する。また、体調が思わしくない利用者にはその旨を説明し、安全指導を図る。

(秘密の保持及び個人情報の管理)

第19条 事業所は、業務上知りえた利用者等に関する個人情報及び業務上の秘密事項については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険をおよぼす等正当な理由がある場合、正当な権限を有する官公庁の命令による場合、又は別に定める「情報提供同意書」により同意がある場合に限り、第三者に開示することができる。それ以外の場合は、契約継続中及び契約終了

後においても、第三者に対して秘匿するものとする。

- 2 職員は、業務上知りえた利用者等の秘密を保持しなければならない。職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持するものとする。
- 3 本条の規定によるほか、個人情報について事業所は、別に定める個人情報保護規程に基づき適切に取り扱うものとする。

(相談・苦情対応)

第20条 苦情、要望の窓口は生活相談員とし、サービスに関する利用者等の要望、苦情等に迅速、適切に対応する。

- 2 事業所は、前項の苦情の内容等について記録し、その完結の日から2年間保存する。
- 3 事業所は利用者からの苦情、要望等の解決について、本条によるほか、別に定める「苦情解決に関する指針」の定めるところにより処理する。

(事故処理)

第21条 事業所は、サービス提供に際し利用者に事故が発生した場合には、速やかに適切な措置を講じるとともに、利用者の家族、関係する区市町村、介護支援専門員等に連絡する。

- 2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録し、その完結の日から2年間保存する。
- 3 事業所は、事故により利用者に賠償すべき場合には、速やかに損害賠償を行う。
- 4 事故の処理及び再発防止について、本条によるほか、別に定める「リスクマネジメントに関する指針」の定めるところにより、適切に処理する。

(虐待防止に関する事項)

第22条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じる。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待防止のための指針を整備する。
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(地域との連携等)

第23条 事業所は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努める。

- 2 関係者に開かれた運営および地域に密着したサービスを行うことで利用者サービスの向上

に資する趣旨で、事業所に運営推進会議を設置する。

- 3 運営推進会議の設置及び運営に関する事項は、別に運営推進会議規程で定める。
- 4 事業所は、事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対してサービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対してもサービスを提供するよう努める。

(業務継続計画の策定等)

第24条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる。

- 2 事業所は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- 3 事業所は、定期的に業務活動計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(その他運営についての重要事項)

第25条 職員の資質及び組織の向上を図るため、次により研修の機会を設け、業務体制を整備する。

採用時研修	採用後1か月以内	現任研修	年2回以上
-------	----------	------	-------

- 2 事業所は、運営及びサービスに関する書類を整備し、完結した文書は文書保存規程の規定により管理・保存する。
- 3 運営及びサービスの提供にあたっては、併設の偕楽園ホームおよびグループホーム初音の杜との連携に努め、併設のメリットを発揮する。
- 4 事業所は、全ての介護従事者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じる。
- 5 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。

附 則

- | | | |
|-------------|----|-----------|
| この規程は、平成23年 | 4月 | 1日より施行する。 |
| この規程は、平成24年 | 4月 | 1日より施行する。 |
| この規程は、平成25年 | 3月 | 1日より施行する。 |
| この規程は、平成26年 | 4月 | 1日より施行する。 |
| この規程は、平成27年 | 4月 | 1日より施行する。 |

この規程は、平成29年 4月 1日より施行する。

この規程は、平成30年10月 1日より施行する。

この規程は、令和 3年 8月 1日より施行する。

この規程は、令和 5年 4月 1日より施行する。

この規程は、令和 5年 7月 1日より施行する。

別表1（第4条）

職員配置表

職員は、下表の人員を配置する。

区 分	職員数
管理者	1
生活相談員	1 以上
介護職員もしくは看護職員	2 以上
機能訓練指導員	1 以上

別表2 (第12条)

令和5年4月1日

デイサービスセンター初音の杜 利用料金表

1. 認知症対応型通所介護サービス 基本分自己負担額 (一日あたり)

地区別単価: 1単位=10.83円

1 割負担

サービス提供時間	要介護区分	単位数	×単価	利用料 (介護報酬額)	自己負担額	
3～4時間未満	要介護1	490	5,307	4,776	531	
	要介護2	540	5,848	5,263	585	
	要介護3	588	6,368	5,731	637	
	要介護4	638	6,910	6,218	692	
	要介護5	687	7,440	6,696	744	
4～5時間未満	要介護1	514	5,567	5,009	558	
	要介護2	565	6,119	5,507	612	
	要介護3	617	6,682	6,013	669	
	要介護4	668	7,234	6,510	724	
	要介護5	719	7,787	7,008	779	
5～6時間未満	要介護1	769	8,328	7,495	833	
	要介護2	852	9,227	8,304	923	
	要介護3	934	10,115	9,103	1,012	
	要介護4	1,014	10,982	9,883	1,099	
	要介護5	1,097	11,881	10,692	1,189	
6～7時間未満	要介護1	788	8,534	7,680	854	
	要介護2	874	9,465	8,518	947	
	要介護3	958	10,375	9,337	1,038	
	要介護4	1,040	11,263	10,136	1,127	
	要介護5	1,125	12,184	10,965	1,219	
7～8時間未満	要介護1	892	9,660	8,694	966	
	要介護2	987	10,689	9,620	1,069	
	要介護3	1,084	11,740	10,565	1,175	
	要介護4	1,181	12,790	11,511	1,279	
	要介護5	1,276	13,819	12,437	1,382	
8～9時間未満	要介護1	920	9,964	8,967	997	
	要介護2	1,018	11,025	9,922	1,103	
	要介護3	1,118	12,108	10,897	1,211	
	要介護4	1,219	13,202	11,881	1,321	
	要介護5	1,318	14,274	12,846	1,428	
加算	入浴加算 I	40	433	389	44	
	若年性認知症受け入れ加算	60	650	584	66	
	サービス提供体制加算 I	22	238	214	24	
	科学的介護推進体制加算	40	433	389	44	
	9時間以上10時間未満延長加算	50	542	487	55	
	10時間以上11時間未満延長加算	100	1,083	974	109	
	11時間以上12時間未満延長加算	150	1,625	1,462	163	
	12時間以上13時間未満延長加算	250	2,708	2,436	272	
	介護職員処遇改善加算 I	施設利用料と各種加算で該当する加算を加えた単位数の10.4%に相当します。				
	介護職員等特定処遇改善加算 I	施設利用料と各種加算で該当する加算を加えた単位数の3.1%に相当します。				
介護職員等ベースアップ等支援加算	施設利用料と各種加算で該当する加算を加えた単位数の2.3%に相当します。					

2 割負担

サービス提供時間	要介護区分	単位数	×単価	利用料 (介護報酬額)	自己負担額	
3～4時間未満	要介護1	490	5,307	4,245	1,062	
	要介護2	540	5,848	4,678	1,170	
	要介護3	588	6,368	5,094	1,274	
	要介護4	638	6,910	5,527	1,383	
	要介護5	687	7,440	5,952	1,488	
4～5時間未満	要介護1	514	5,567	4,453	1,114	
	要介護2	565	6,119	4,895	1,224	
	要介護3	617	6,682	5,345	1,337	
	要介護4	668	7,234	5,787	1,447	
	要介護5	719	7,787	6,229	1,558	
5～6時間未満	要介護1	769	8,328	6,662	1,666	
	要介護2	852	9,227	7,381	1,846	
	要介護3	934	10,115	8,092	2,023	
	要介護4	1,014	10,982	8,785	2,197	
	要介護5	1,097	11,881	9,504	2,377	
6～7時間未満	要介護1	788	8,534	6,827	1,707	
	要介護2	874	9,465	7,572	1,893	
	要介護3	958	10,375	8,300	2,075	
	要介護4	1,040	11,263	9,010	2,253	
	要介護5	1,125	12,184	9,747	2,437	
7～8時間未満	要介護1	892	9,660	7,728	1,932	
	要介護2	987	10,689	8,551	2,138	
	要介護3	1,084	11,740	9,391	2,349	
	要介護4	1,181	12,790	10,232	2,558	
	要介護5	1,276	13,819	11,055	2,764	
8～9時間未満	要介護1	920	9,964	7,970	1,994	
	要介護2	1,018	11,025	8,819	2,206	
	要介護3	1,118	12,108	9,686	2,422	
	要介護4	1,219	13,202	10,561	2,641	
	要介護5	1,318	14,274	11,419	2,855	
加算	入浴加算Ⅰ	40	433	346	87	
	若年性認知症受け入れ加算	60	650	519	131	
	サービス提供体制加算Ⅰ	22	238	190	48	
	科学的介護推進体制加算	40	433	346	87	
	9時間以上10時間未満延長加算	50	542	433	109	
	10時間以上11時間未満延長加算	100	1,083	866	217	
	11時間以上12時間未満延長加算	150	1,625	1,299	326	
	12時間以上13時間未満延長加算	250	2,708	2,166	542	
	介護職員処遇改善加算Ⅰ	施設利用料と各種加算で該当する加算を加えた単位数の10.4%に相当します。				
	介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	施設利用料と各種加算で該当する加算を加えた単位数の3.1%に相当します。				
介護職員等ベースアップ等支援加算	施設利用料と各種加算で該当する加算を加えた単位数の2.3%に相当します。					

3 割負担

サービス提供時間	要介護区分	単位数	×単価	利用料 (介護報酬額)	自己負担額	
3～4時間未満	要介護1	490	5,307	3,714	1,593	
	要介護2	540	5,848	4,093	1,755	
	要介護3	588	6,368	4,457	1,911	
	要介護4	638	6,910	4,836	2,074	
	要介護5	687	7,440	5,208	2,232	
4～5時間未満	要介護1	514	5,567	3,896	1,671	
	要介護2	565	6,119	4,283	1,836	
	要介護3	617	6,682	4,677	2,005	
	要介護4	668	7,234	5,064	2,170	
	要介護5	719	7,787	5,450	2,337	
5～6時間未満	要介護1	769	8,328	5,829	2,499	
	要介護2	852	9,227	6,459	2,768	
	要介護3	934	10,115	7,080	3,035	
	要介護4	1,014	10,982	7,687	3,295	
	要介護5	1,097	11,881	8,316	3,565	
6～7時間未満	要介護1	788	8,534	5,973	2,561	
	要介護2	874	9,465	6,625	2,840	
	要介護3	958	10,375	7,262	3,113	
	要介護4	1,040	11,263	7,884	3,379	
	要介護5	1,125	12,184	8,528	3,656	
7～8時間未満	要介護1	892	9,660	6,762	2,898	
	要介護2	987	10,689	7,482	3,207	
	要介護3	1,084	11,740	8,217	3,523	
	要介護4	1,181	12,790	8,953	3,837	
	要介護5	1,276	13,819	9,673	4,146	
8～9時間未満	要介護1	920	9,964	6,974	2,990	
	要介護2	1,018	11,025	7,717	3,308	
	要介護3	1,118	12,108	8,475	3,633	
	要介護4	1,219	13,202	9,241	3,961	
	要介護5	1,318	14,274	9,991	4,283	
加算	入浴加算Ⅰ	40	433	303	130	
	若年性認知症受け入れ加算	60	650	454	196	
	サービス提供体制加算Ⅰ	22	238	166	72	
	科学的介護推進体制加算	40	433	303	130	
	9時間以上10時間未満延長加算	50	542	379	163	
	10時間以上11時間未満延長加算	100	1,083	758	325	
	11時間以上12時間未満延長加算	150	1,625	1,137	488	
	12時間以上13時間未満延長加算	250	2,708	1,895	813	
	介護職員処遇改善加算Ⅰ	施設利用料と各種加算で該当する加算を加えた単位数の10.4%に相当します。				
	介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	施設利用料と各種加算で該当する加算を加えた単位数の3.1%に相当します。				
	介護職員等ベースアップ等支援加算	施設利用料と各種加算で該当する加算を加えた単位数の2.3%に相当します。				

2. 介護予防認知症対応型通所介護サービス 基本分自己負担額（一日あたり）

地区別単価：1 単位＝10.83 円

1 割負担

		単位数	×単価	利用料 (介護報酬額)	自己負担額
月単位	要支援 1	1,672	17,857	16,071	1,786
	要支援 2	3,428	36,611	32,949	3,662
日割り	要支援 1	55	587	528	59
	要支援 2	113	1,207	1,086	121
加算（月単位）	運動機能向上加算	225	2,403	2,162	241
	栄養改善加算	150	1,602	1,441	161
	口腔機能向上加算	150	1,602	1,441	161
	サービス提供体制加算Ⅱ1	72	769	692	77
	サービス提供体制加算Ⅱ2	144	1,538	1,384	154
	科学的介護推進体制加算	40	427	384	43
	介護職員処遇改善加算Ⅰ	施設利用料と各種加算で該当する加算を加えた単位数の5.9%に相当します。			
	介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	施設利用料と各種加算で該当する加算を加えた単位数の1.2%に相当します。			
	介護職員等ベースアップ等支援加算	施設利用料と各種加算で該当する加算を加えた単位数の1.1%に相当します。			

2 割負担

		単位数	×単価	利用料 (介護報酬額)	自己負担額
月単位	要支援 1	1,672	17,857	14,286	3,571
	要支援 2	3,428	36,611	29,289	7,322
日割り	要支援 1	55	587	470	117
	要支援 2	113	1,207	965	241
加算（月単位）	運動機能向上加算	225	2,403	1,922	481
	栄養改善加算	150	1,602	1,282	320
	口腔機能向上加算	150	1,602	1,282	320
	サービス提供体制加算Ⅱ1	72	769	615	154
	サービス提供体制加算Ⅱ2	144	1,538	1,230	308
	科学的介護推進体制加算	40	427	342	85
	介護職員処遇改善加算Ⅰ	施設利用料と各種加算で該当する加算を加えた単位数の5.9%に相当します。			
	介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	施設利用料と各種加算で該当する加算を加えた単位数の1.2%に相当します。			
	介護職員等ベースアップ等支援加算	施設利用料と各種加算で該当する加算を加えた単位数の1.1%に相当します。			

3 割負担

		単位数	×単価	利用料 (介護報酬額)	自己負担額
月単位	要支援 1	1,672	17,857	12,499	5,358
	要支援 2	3,428	36,611	25,627	10,984
日割り	要支援 1	55	587	411	176
	要支援 2	113	1,207	844	363
加算（月単位）	運動機能向上加算	225	2,403	1,682	721
	栄養改善加算	150	1,602	1,121	481
	口腔機能向上加算	150	1,602	1,121	481
	サービス提供体制加算Ⅱ1	72	769	538	231
	サービス提供体制加算Ⅱ2	144	1,538	1,076	462
	科学的介護推進体制加算	40	427	299	128
	介護職員処遇改善加算Ⅰ	施設利用料と各種加算で該当する加算を加えた単位数の5.9%に相当します。			
	介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	施設利用料と各種加算で該当する加算を加えた単位数の1.2%に相当します。			
	介護職員等ベースアップ等支援加算	施設利用料と各種加算で該当する加算を加えた単位数の1.1%に相当します。			

3. 介護保険給付対象外サービス（自己負担）

昼食費	1食 655円 おやつ代 100円
その他 自費負担	おむつ代（もちこみ可） リハビリパンツ 1枚 100円 尿とりパット 1枚 50円
キャンセル 規定	①利用日の前営業日午後5時30分までに連絡があった場合 無料 ②利用日当日の午前9時までに連絡があった場合 自己負担額の50%及び昼食費655円 ③利用日当日の午前9時までにご連絡がなかった場合 自己負担額の全額及び昼食費655円